

平成28年10月12日

自動販売機（清涼飲料水等）の設置による販売者の募集について  
(公告)

国有財産事務分掌者

岐阜地方裁判所長 大須賀 滋

岐阜地方裁判所が所管する各庁舎（以下「岐阜地裁所管庁舎」という。）の一部において、有償（価格競争）による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水等）の設置により販売する方を募集します。応募を希望される方は、下記の要領により企画提案書を提出してください（3庁舎一括の募集）。

記

1 件名

岐阜地裁所管庁舎における使用許可（自動販売機（清涼飲料水等））の相手方の選定

2 募集の趣旨

岐阜地裁所管庁舎の一部において自動販売機（清涼飲料水等）の設置により販売させる前提で使用許可（有償（価格競争））をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所及び使用面積（使用面積は、設置する自動販売機及びゴミ箱の大きさにより変動する。）

(1) 岐阜市美江寺町2-4-1

岐阜地方裁判所本庁舎1階 約5.25m<sup>2</sup>

(2) 大垣市丸の内1-22

岐阜地方裁判所大垣支部仮庁舎1階 約1.24m<sup>2</sup>

(3) 多治見市小田町1-22-1

岐阜地方裁判所多治見支部庁舎1階 約1.24m<sup>2</sup>

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水等）を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成28年10月12日（水）から同年10月25日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

岐阜地方裁判所事務局会計課管理係

岐阜市美江寺町2-4-1 電話058(262)5127(直通)

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付

けない。)。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成28年11月14日(月)から同年11月22日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による(郵送又は電送による提出は受け付けない。)

エ 提出部数 3部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成28年10月25日(火)午後4時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、平成28年11月11日(金)午後4時までに電送により送付する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等(個人、法人又は公共団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額・年額）の提案が、岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額・年額）の最低価格の制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するため、応募者は、記3の使用許可をする場所（以下「使用場所」という。）ごとに使用料を算出し、その合計額を各庁の使用面積の合計数量で除した金額をもって、1m<sup>2</sup>あたりの金額（年額）を算出すること。

また、実際の使用料は、これに消費税等相当額が加算されるため、応募者は提案書に記載する金額を算出する際には、消費税等相当額を差し引いて算出し、国有財産使用料価格提案書に記入すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。ただし、最高価格の提案を行った者が来庁できない場合は、当該選定手続を担当していない職員によるくじ引きを実施し、相手方を選定する。おつて、いずれの提案金額も岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額・年額）の最低価格の制限に達しない場合は、国有財産使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額・年額）の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、岐阜地方裁判所から別途連絡する。

- (4) 再提案によっても岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額・年額）の最低価格制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に岐阜地方裁判所が定める使用料（1m<sup>2</sup>あたりの金額・年額）の最低価格の制限以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。
- (5) (4)の手続によっても岐阜地方裁判所が定める使用料の最低価格の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。